

社会福祉法人二宮町社会福祉協議会ボランティアセンター ボランティア団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人二宮町社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という。）において、団体によるボランティア活動の充実、促進を図るため、ボランティア団体を登録することについて定める。

(登録の対象)

第2条 登録の対象は、以下のものとする。

- (1) 二宮町町内に活動拠点があること。あるいは活動エリアに二宮町を含んでいること。
- (2) 活動分野は問わないが、公益を目的とする非営利活動団体であること。法人の有無は問わない。
- (3) 活動依頼や新メンバーの受け入れ、又は情報提供が可能な団体であること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的としていないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持又はこれに反することを主たる目的としていないこと。
- (6) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持又はこれらに反対する活動でないこと。

(登録の手続き)

第3条 登録を希望する者は、センター所定の「ボランティア団体登録申請書（以下「登録申請書」という。）」（様式1）をセンターに提出する。

(登録の承認)

第4条 所定の登録申請書受理をもって、登録の承認とみなす。

(登録の期間)

第5条 登録の期間は、原則として登録日より当該年度末までとする。

(団体の義務)

第6条 登録団体は、以下の義務を負う。

- (1) 登録の内容に変更が生じた場合は、「ボランティア団体登録変更申請書」（様式3）にて速やかにセンターへ届け出る。
- (2) 登録内容及び関連する活動等に関してセンターから報告や調査を求められた場合、速やかに説明及び資料提供などの協力を行う。
- (3) センターの広報活動に協力する。
- (4) 翌年度5月末までにセンターへ活動報告書を提出する。

(登録の取り消し)

第7条 センターは、各号に掲げる場合、登録団体への通達なしに登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体より辞退の申し出があった場合

- (2) 登録団体の義務を果たさない場合
- (3) センターが登録要件に適合しないと認めた場合、又は、登録団体としてふさわしくない行為をしたと認めた場合
- (4) 登録団体の連絡先等の変更により、センターから発送する郵便物等の不達が続く場合、又は、連絡がつかない場合
(登録ボランティア団体に対する支援)

第8条 センターは登録団体に対し、以下の支援を行う。

- (1) 活動に関する相談・助言
- (2) 活動に関する情報提供
- (3) 活動に関する広報活動
(情報の公開)

第9条 センターによる情報の公開は、以下の登録団体の情報について公開する。

- (1) 団体名称
- (2) 活動内容
- (3) 主な活動時間等
- (4) 主な活動場所
- (5) 活動分野
- (6) その他、センターが各団体に許可を得た事項
(個人情報の取り扱い)

第10条 センターは登録団体に関して知り得た個人情報について、「社会福祉法人二宮町社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき、適切に取り扱うものとする。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。